

令和5年9月12日

令和5年台風第13号に伴う災害による被害を受けられた皆様へ

エイ・ワン少額短期保険株式会社

この度の令和5年台風第13号に伴う災害による被害を受けられた皆さまに心からのお見舞いを申し上げます。当社ではこの度の被害により、災害救助法が適用された地域のお客さまからお申し出があった場合、下記の特別措置を講じてのご対応をさせていただきます。

1. 保険金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、可能な限り迅速なお支払いを致します。

2. 継続契約の締結手続きの猶予

お申し出により、一定の継続契約の締結手続きの猶予期間を設ける特別措置を実行致します。

3. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施致します。

○特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のご相談窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口 **0120-965-508**

※ 受付時間：10時～17時まで（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

適用市町村		法適用日
福島県	いわき市（いわきし） 南相馬市（みなみそうまし）	令和5年9月8日
茨城県	日立市（ひたちし） 高萩市（たかはぎし） 北茨木市（きたいばらきし）	令和5年9月8日
千葉県	茂原市（もばらし） 鴨川市（かもがわし） 山武市（さんむし） 大網白里市（おおあみしらさとし） 長生郡睦沢町（ちょうせいぐんむつざわまち） 長生郡長柄町（ちょうせいぐんながらまち） 長生郡長南町（ちょうせいぐんちょうなんまち） 夷隅郡大多喜町（いすみぐんおおたきまち）	令和5年9月8日

詳細については下記（内閣府のホームページ）よりご確認ください。
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上